

和企水第27号
令和7年 5月30日
(2025年)

和歌山市 企業局
水道工務部 水道企画課長

質問回答書

令和7年5月28日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和7年度
工事(業務)番号	25100003
工事(業務)名	六十谷第2浄水場東施設水処理機械設備工事
工事(業務)場所	和歌山市六十谷108番2 六十谷第2浄水場内
質問事項	回答事項
<p>1. 特記仕様書 第2-1章 東沈殿池設備 第11節 東沈殿池床排水ポンプにおいて、東沈殿池床排水ポンプの付属品に現場盤が記載されておりますが、別工事の電気設備工事のご発注図書を確認させていただきますと電気設備工事においても東沈殿池床排水ポンプ操作盤が記載されております。</p> <p>東沈殿池床排水ポンプ現場盤はどのように考えれば良いかご教示願います。</p>	<p>1. 東沈殿池床排水ポンプ現場操作盤については、本工事に含まれておりません。特記仕様書の誤記であるため、特記仕様書 第2-1章 東沈殿池設備 第11節 東沈殿池床排水ポンプ 7 付属品 (6) 及び 8 その他 (5) は削除とします。</p>

和企水第28号
 令和7年 5月30日
 (2025年)

和歌山市 企業局
 水道工務部 水道企画課長

質問回答書

令和7年5月28日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和7年度	
工事(業務)番号	25100003	
工事(業務)名	六十谷第2浄水場東施設水処理機械設備工事	
工事(業務)場所	和歌山市六十谷108番2 六十谷第2浄水場内	
	質問事項	回答事項
	<p>1. 図面M2-2 苛性ソーダ注入設備フローシートで新設沈砂池揚水管への苛性ソーダ注入管接続部の施工範囲が弁及び揚水管切込みまでの様に思われますが、一方M2-7図では弁は設置済で施工範囲はその弁までと見て取れます。弁までの配管と解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>2. 図面M2-2 苛性ソーダ注入設備フローシートでは1350Aの揚水管への苛性ソーダ注入接続部はヘッダー管にある注入管用フランジ取り合いになっていますが、図面M2-8では弁での取り合いとなっています。図M2-8を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 図面M2-2は誤記となります。他工事でバルブまで施工するため、図面M2-7のとおり、バルブ以降のフランジ取り合いとなります。</p> <p>2. 図面M2-8のとおり、既設バルブとのフランジ取り合いとなります。</p>

<p>3. 既設構造物部分での施工があるため、石綿有無の調査を行うこととなりますが、調査結果により、石綿などの含有が認められた場合はその除去費用は別途設計変更を行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>4. 特記 第1章第9節施工管理において「運用までの保管責任は受注者とする」とありますが、運用開始はいつでしょうか。ご教示願います。</p> <p>5. 同上 P2-35 第15節 コンクリート工 20 床無筋コンクリート工の側溝部の防水塗装工含むとありますが防水塗装の仕様をご教示願います。</p> <p>6. 特記 第2-2章 薬品注入設備 第1節 硫酸バンド貯槽6 (1) 他工事との区分において「機械コンクリート基礎、一部研り穴部分の復旧は本工事に含む」とあり、文章から推察しますと貯槽基礎築造も本工事範囲と読みとれますが、その他の資料では貯槽基礎は別途と思われる。別途と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>7. 特記 第2-2章 苛性ソーダ貯槽基礎についても上記同様と判断されます。貯槽基礎は別途と判断してよろしいでしょうか。</p> <p>8. 薬品注入機室、各薬品貯槽基礎などは別途工事で築造されると理解していますが、その完成時期をご教示願います。</p>	<p>3. 設計変更の対象とします。</p> <p>4. 引渡書の受領をもって運用開始とします。</p> <p>5. ウレタン系塗料を計上しています。</p> <p>6. 貯槽基礎は別工事で施工します。</p> <p>7. 貯槽基礎は別工事で施工します。</p> <p>8. 完成時期は令和8年度末を想定しています。</p>
---	--

<p>9. 特記 第1章第9節施工管理 4 において「施工に際し既存物に損害等を与えてはならない」とあります。沈殿池周辺には埋設管があると思われませんが本工事施工のため、大型車両、重機の設置が必須です。その養生対策として相当量の敷き鉄板敷設が必要と考えていますが、その費用計上の有無と無の場合は別途設計変更などの協議させていただけますでしょうか。</p> <p>10. 機械・電気設備工事一般仕様書、p.2、第1章 総則、第1節 共通事項、第10条に関して、単体試運転ならびに総合試運転に必要な薬品（苛性ソーダ、硫酸バンド）の手配は、受注者の所掌範囲外との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>9. 敷き鉄板敷設については、仮設費率に含まれているため、基本的には設計変更の対象としません。</p> <p>10. 貴見のとおりです。</p>
--	---